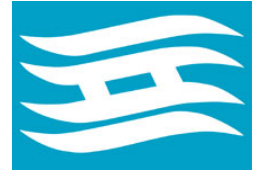


兵庫県公報

平成30年10月2日 火曜日 第3042号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	3
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	8
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立香住高等学校）	19
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	21
正 誤	
○ 平成23年3月1日付け兵庫県公報第2265号中	22

告 示

兵庫県告示第846号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	愛人生活 きみとなら…	オーピー映画
同	トーキョー情歌 ふるえる乳首	オーピー映画
同	猥褻ロマン 人妻の蜜	新東宝映画

同	美乳夜曲 乱れる白肌	オーピー映画
同	世界で一番美しいメス豚ちゃん	オーピー映画
同	私の奴隷になりなさい 第2章 ご主人様と呼ばせてください	KADOKAWA
同	私の奴隷になりなさい 第3章 おまえ次第	KADOKAWA
同	メイヘム (原題) FRIENDLY BEAST	AMGエンタテインメント



兵庫県告示第847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

芦田中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	蘆 田 光 夫	丹波市青垣町栗住野623番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	足 立 正 義	丹波市青垣町栗住野1065番地2



兵庫県告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
水利施設等保全高度化事業	おおや高原地区	平成30年10月2日から 同 月22日まで	養父市役所



兵庫県告示第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年9月18日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	上野大池地区	平成30年10月2日から 同 月22日まで	猪名川町役場



兵庫県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年10月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年10月2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西田原姫路線	姫路市豊富町御蔭字横山3353番64から 同 市砥堀字荒砂838番4まで	旧	6.0から 25.0まで	1,012.0	
		新	11.0から 26.0まで	1,012.0	



兵庫県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	新港町西地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	星陵台8丁目地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業	北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	北鈴蘭台駅西地区地区計画
小野市	東播都市計画地区計画	山田・池尻地区地区計画
同 市	東播都市計画地区計画	復井地区地区計画
加西市	東播都市計画地区計画	横尾南部地区地区計画
同 市	東播都市計画地区計画	繁昌町国道372号沿線地区地区計画
加東市	東播都市計画地区計画	高岡地区地区計画
たつの市	中播都市計画地区計画	中野庄地区地区計画



兵庫県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同 市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同 市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域	
同 市	神戸国際港都建設計画特別用途地区	大規模集客施設制限地区
同 市	神戸国際港都建設計画風致地区	住吉川・赤塚山風致地区
同 市	神戸国際港都建設計画都市再生特別地区	新港町西地区
同 市	神戸国際港都建設計画臨港地区	神戸港臨港地区
同 市	神戸国際港都建設計画土地区画整理事業	浜山土地区画整理事業
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	浜山地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	北神戸第一地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	北神戸第二地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	藤原台地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	新長田東地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	東部新都心地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	ポートアイランド南地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進地区計画
三 田 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	北摂三田ウッディタウン地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	北摂三田カルチャータウン地区計画
同 市	阪神間都市計画生産緑地地区	広野ー1生産緑地地区
西 宮 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画防火地域及び準防火地域	
尼 崎 市	阪神間都市計画地区計画	道意町7丁目北地区地区計画
同 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画防火地域及び準防火地域	
同 市	阪神間都市計画地区計画	昭通通2丁目地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	庄下川東地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	あまがさき緑遊新都心地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	築地地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	阪神尼崎駅北地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	武庫之荘駅前地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	JR塚口駅東地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	尼崎臨海西部拠点地区地区計画
同 市	阪神間都市計画防災街区整備地区計画	今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画

伊丹市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画特別用途地区	
宝塚市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画地区計画	長尾台地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	宝塚山手台地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	川面3丁目地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	東洋町地区地区計画
川西市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画特別用途地区	大規模集客施設立地規制地区
同市	阪神間都市計画地区計画	満願寺町地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	中央地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	多田グリーンハイツ緑台地区地区計画
猪名川町	阪神間都市計画用途地域	
明石市	東播都市計画地区計画	大道町地区地区計画
同市	東播都市計画臨港地区	江井ヶ島港臨港地区
同市	東播都市計画地区計画	大蔵海岸通地区地区計画
同市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画特別用途地区	
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画地区計画	二見町西二見地区地区計画
同市	東播都市計画地区計画	大久保駅南地区地区計画
加古川市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
同市	東播都市計画地区計画	加古川卸団地地区計画
同市	東播都市計画地区計画	加古川工業団地地区計画
同市	東播都市計画地区計画	都台地区地区計画
高砂市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画準防火地域	
三木市	東播都市計画用途地域	
小野市	東播都市計画用途地域	
加西市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画地区計画	加西東産業団地地区計画
加東市	東播都市計画用途地域	
姫路市	中播都市計画用途地域	
同市	中播都市計画特別用途地区	
同市	中播都市計画高度地区	
たつの市	中播都市計画用途地域	
福崎町	中播都市計画用途地域	
朝来市	和田山都市計画用途地域	



兵庫県告示第853号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第690号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

口金近(2)Ⅰ(139010090)の項中別図22、円応寺(1)Ⅰ(139010100)の項中別図32、大坪Ⅰ(139010118)の項中別図50、カジ屋(1)Ⅰ(139010121)の項中別図53、本村(2)Ⅱ(139010129)の項中別図61、中山(5)Ⅱ(139010135)の項中別図67、中山(6)Ⅱ(139010136)の項中別図68、王子(1)Ⅱ(139010137)の項中別図69、平谷Ⅱ(139010140)の項中別図72、奥金近(4)Ⅱ(139010151)の項中別図83、夏村Ⅱ(139010154)の項中別図86、真盛Ⅱ(139010164)の項中別図96、入道垣内Ⅱ(239010130)の項中別図165、古寺Ⅱ(239010131)の項中別図166、奥山Ⅱ(239010149)の項中別図184を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年10月10日（水）から同月24日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成30年10月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月25日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第816号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

大垣内(2)Ⅰ(139020041)の項中別図41、別当(3)Ⅱ(139020074)の項中別図74、久木原Ⅰ(139020079)の項中別図79、榎ヶ淵(3)Ⅱ(139020082)の項中別図82、下上月(2)Ⅱ(139020100)の項中別図100、見土路(2)Ⅰ(139020107)の項中別図107を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年10月10日（水）から同月24日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成30年10月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月25日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下庵 I (139010022)	佐用郡佐用町庵 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大河内(1) II (139010045)	佐用郡佐用町延吉 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大和田(2) II (139010062)	佐用郡佐用町庵 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下庵(1) II (139010063)	佐用郡佐用町庵 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下庵(2) II (139010064)	佐用郡佐用町庵 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下庵(3) II (139010065)	佐用郡佐用町庵 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下庵(4) II (139010066)	佐用郡佐用町庵 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下庵(5) II (139010067)	佐用郡佐用町庵 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下庵(6) II (139010068)	佐用郡佐用町庵 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
中山 I (139010069)	佐用郡佐用町東中山 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
王子 I (139010070)	佐用郡佐用町大畠 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
平谷(2) I (139010072)	佐用郡佐用町豊福 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

亀ヶ坂 I (139010075)	佐用郡佐用町淀 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
田坪(1) I (139010076)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
田坪(2) I (139010077)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中村 I (139010078)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
横尾 I (139010079)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
塩谷 I (139010081)	佐用郡佐用町口長谷 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
平福(2) I (139010083)	佐用郡佐用町平福 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
宗行 I (139010085)	佐用郡佐用町宗行 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥金近(1) I (139010086)	佐用郡佐用町奥金近 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
奥金近(2) I (139010087)	佐用郡佐用町奥金近 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
奥金近(3) I (139010088)	佐用郡佐用町奥金近 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
口金近(2) I (139010090)	佐用郡佐用町口金近 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
清水 I (139010092)	佐用郡佐用町福澤 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
田野 I (139010093)	佐用郡佐用町福澤 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
甲大木谷(1) (139010095)	佐用郡佐用町大木谷 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
甲大木谷(2) (139010096)	佐用郡佐用町大木谷 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下村 I (139010097)	佐用郡佐用町大木谷 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
塩田 I (139010098)	佐用郡佐用町本位田 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
円応寺(1) I (139010100)	佐用郡佐用町円応寺 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
円応寺(2) I (139010101)	佐用郡佐用町円応寺 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大願寺(1) I (139010102)	佐用郡佐用町円応寺 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

大願寺(2) I (139010103)	佐用郡佐用町円応寺 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大願寺(3) I (139010104)	佐用郡佐用町円応寺 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
山田 I (139010105)	佐用郡佐用町山田 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
佐用(1) I (139010106)	佐用郡佐用町佐用 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
佐用(4) I (139010109)	佐用郡佐用町佐用 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
佐用(5) I (139010110)	佐用郡佐用町佐用 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
吉福 I (139010114)	佐用郡佐用町佐用 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
山平 I (139010115)	佐用郡佐用町佐用 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
福原 I (139010116)	佐用郡佐用町佐用 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
福原(2) I (139010117)	佐用郡佐用町佐用 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
大坪 I (139010118)	佐用郡佐用町佐用 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
真盛(1) I (139010119)	佐用郡佐用町真盛 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
真盛(2) I (139010120)	佐用郡佐用町真盛 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
カジ屋(1) I (139010121)	佐用郡佐用町山脇 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
カジ屋(2) I (139010122)	佐用郡佐用町山脇 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
山脇 I (139010123)	佐用郡佐用町山脇 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
下山脇 I (139010124)	佐用郡佐用町山脇 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
谷(1) II (139010125)	佐用郡佐用町末包 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
谷(2) II (139010126)	佐用郡佐用町末包 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
谷(3) II (139010127)	佐用郡佐用町末包 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
本村(1) II (139010128)	佐用郡佐用町末包 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり

本村(2)Ⅱ (139010129)	佐用郡佐用町末包 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
本村(3)Ⅱ (139010130)	佐用郡佐用町末包 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
中山(1)Ⅱ (139010131)	佐用郡佐用町東中山 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
中山(2)Ⅱ (139010132)	佐用郡佐用町東中山 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
中山(3)Ⅱ (139010133)	佐用郡佐用町東中山 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
中山(4)Ⅱ (139010134)	佐用郡佐用町東中山 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
中山(5)Ⅱ (139010135)	佐用郡佐用町東中山 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
中山(6)Ⅱ (139010136)	佐用郡佐用町東中山 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
王子(1)Ⅱ (139010137)	佐用郡佐用町大畠 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
王子(2)Ⅱ (139010138)	佐用郡佐用町大畠 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
庵Ⅱ (139010139)	佐用郡佐用町庵 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
平谷Ⅱ (139010140)	佐用郡佐用町豊福 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
淀Ⅱ (139010141)	佐用郡佐用町淀 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
深山口(1)Ⅱ (139010143)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
深山口(2)Ⅱ (139010144)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
横尾Ⅱ (139010145)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
中島Ⅱ (139010146)	佐用郡佐用町口長谷 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
宗行Ⅱ (139010147)	佐用郡佐用町宗行 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
奥金近(1)Ⅱ (139010148)	佐用郡佐用町奥金近 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
奥金近(2)Ⅱ (139010149)	佐用郡佐用町奥金近 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
奥金近(3)Ⅱ (139010150)	佐用郡佐用町奥金近 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

奥金近(4)Ⅱ (139010151)	佐用郡佐用町奥金近 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
口金近(2)Ⅱ (139010153)	佐用郡佐用町口金近 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
夏村Ⅱ (139010154)	佐用郡佐用町横坂 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
大谷Ⅱ (139010155)	佐用郡佐用町福澤 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
奥村Ⅱ (139010157)	佐用郡佐用町大木谷 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
植木谷Ⅱ (139010158)	佐用郡佐用町大木谷 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
長尾(1)Ⅱ (139010159)	佐用郡佐用町長尾 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
長尾(2)Ⅱ (139010160)	佐用郡佐用町長尾 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
佐用(3)Ⅱ (139010162)	佐用郡佐用町佐用 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
秀谷Ⅱ (139010163)	佐用郡佐用町佐用 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
真盛Ⅱ (139010164)	佐用郡佐用町真盛 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
王子(3)Ⅱ (139010166)	佐用郡佐用町大島 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
平谷(3)Ⅰ (139010167)	佐用郡佐用町豊福 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
桜山Ⅰ (139020001)	佐用郡佐用町桜山 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
樺坂(1)Ⅱ (139020002)	佐用郡佐用町桜山 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
樺坂(2)Ⅱ (139020003)	佐用郡佐用町桜山 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
桜山(3)Ⅱ (139020006)	佐用郡佐用町桜山 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
才元Ⅰ (139020007)	佐用郡佐用町才金 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
奥金子Ⅱ (139020008)	佐用郡佐用町才金 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
下金子Ⅱ (139020009)	佐用郡佐用町才金 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
舟戸(1)Ⅱ (139020010)	佐用郡佐用町才金 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり

才金(1)Ⅱ (139020011)	佐用郡佐用町才金 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
才金(2)Ⅱ (139020012)	佐用郡佐用町才金 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
才元(1)Ⅱ (139020013)	佐用郡佐用町才金 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
才元(2)Ⅱ (139020014)	佐用郡佐用町才金 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
才元(3)Ⅱ (139020015)	佐用郡佐用町才金 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
才元(4)Ⅱ (139020016)	佐用郡佐用町才金 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
大地(1)Ⅱ (139020017)	佐用郡佐用町才金 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
大地(2)Ⅱ (139020018)	佐用郡佐用町才金 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
大地(3)Ⅱ (139020019)	佐用郡佐用町才金 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
大地(4)Ⅱ (139020020)	佐用郡佐用町才金 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
大地(5)Ⅱ (139020021)	佐用郡佐用町才金 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
上田和Ⅰ (139020022)	佐用郡佐用町福中 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
来見Ⅰ (139020023)	佐用郡佐用町福中 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
下田和(1)Ⅱ (139020027)	佐用郡佐用町福中 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
来見(1)Ⅱ (139020029)	佐用郡佐用町福中 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
来見(3)Ⅱ (139020031)	佐用郡佐用町福中 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
来見(4)Ⅱ (139020032)	佐用郡佐用町福中 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
皆田(2)Ⅰ (139020034)	佐用郡佐用町皆田 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
皆田(1)Ⅱ (139020035)	佐用郡佐用町皆田 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
皆田(2)Ⅱ (139020036)	佐用郡佐用町皆田 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
皆田(3)Ⅱ (139020037)	佐用郡佐用町皆田 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり

皆田(4)Ⅱ (139020038)	佐用郡佐用町皆田 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
皆田(5)Ⅱ (139020039)	佐用郡佐用町皆田 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
大垣内(1)Ⅰ (139020040)	佐用郡佐用町大垣内 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
大垣内(2)Ⅰ (139020041)	佐用郡佐用町大垣内 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
大垣内(1)Ⅱ (139020043)	佐用郡佐用町大垣内 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
大垣内(2)Ⅱ (139020044)	佐用郡佐用町大垣内 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
栃坂(1)Ⅱ (139020046)	佐用郡佐用町大垣内 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
本郷Ⅰ (139020048)	佐用郡佐用町本郷 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
本郷(5)Ⅱ (139020052)	佐用郡佐用町本郷 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
中山Ⅰ (139020054)	佐用郡佐用町南中山 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
中山(1)Ⅱ (139020055)	佐用郡佐用町南中山 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
中山(2)Ⅱ (139020056)	佐用郡佐用町南中山 (別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
中土居Ⅰ (139020058)	佐用郡佐用町金屋 (別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
下土居Ⅰ (139020059)	佐用郡佐用町金屋 (別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
中土居Ⅱ (139020060)	佐用郡佐用町金屋 (別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
下土居(1)Ⅱ (139020061)	佐用郡佐用町金屋 (別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
下土居(2)Ⅱ (139020062)	佐用郡佐用町金屋 (別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
下土居(3)Ⅱ (139020063)	佐用郡佐用町金屋 (別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
下谷Ⅰ (139020064)	佐用郡佐用町須安 (別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
下谷(2)Ⅱ (139020066)	佐用郡佐用町須安 (別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
下谷(3)Ⅱ (139020067)	佐用郡佐用町須安 (別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり

和田(1)Ⅱ (139020068)	佐用郡佐用町須安 (別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
和田(2)Ⅱ (139020069)	佐用郡佐用町須安 (別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
別当Ⅰ (139020070)	佐用郡佐用町宇根 (別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
別当(3)Ⅱ (139020074)	佐用郡佐用町宇根 (別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
片倉(3)Ⅱ (139020077)	佐用郡佐用町宇根 (別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり
判官Ⅰ (139020078)	佐用郡佐用町西大畠 (別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
久木原Ⅰ (139020079)	佐用郡佐用町西大畠 (別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
檜ヶ淵(2)Ⅱ (139020081)	佐用郡佐用町西大畠 (別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
檜ヶ淵(3)Ⅱ (139020082)	佐用郡佐用町西大畠 (別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
檜ヶ淵(4)Ⅱ (139020083)	佐用郡佐用町西大畠 (別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
判官(1)Ⅱ (139020084)	佐用郡佐用町西大畠 (別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり
判官(2)Ⅱ (139020085)	佐用郡佐用町西大畠 (別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
ヒエ田(3)Ⅱ (139020087)	佐用郡佐用町西大畠 (別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
上上月(3)Ⅰ (139020093)	佐用郡佐用町上月 (別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
中上月(1)Ⅰ (139020094)	佐用郡佐用町上月 (別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
中上月(2)Ⅰ (139020095)	佐用郡佐用町上月 (別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
中上月(3)Ⅰ (139020096)	佐用郡佐用町上月 (別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
上月Ⅰ (139020097)	佐用郡佐用町上月 (別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
中上月Ⅱ (139020098)	佐用郡佐用町上月 (別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
下上月(1)Ⅱ (139020099)	佐用郡佐用町上月 (別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
下上月(2)Ⅱ (139020100)	佐用郡佐用町上月 (別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり

早瀬(2) I (139020102)	佐用郡佐用町早瀬 (別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
早瀬(3) I (139020103)	佐用郡佐用町早瀬 (別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
早瀬 II (139020105)	佐用郡佐用町早瀬 (別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
見土路(1) I (139020106)	佐用郡佐用町仁位 (別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり
見土路(2) I (139020107)	佐用郡佐用町仁位 (別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
見土路(1) II (139020109)	佐用郡佐用町仁位 (別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
見土路(2) II (139020110)	佐用郡佐用町仁位 (別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
寄延 II (139020111)	佐用郡佐用町寄延 (別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
目高 I (139020112)	佐用郡佐用町目高 (別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
小日山 I (139020113)	佐用郡佐用町小日山 (別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
小日山(1) II (139020114)	佐用郡佐用町小日山 (別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
小日山(2) II (139020115)	佐用郡佐用町小日山 (別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
小日山(3) II (139020116)	佐用郡佐用町小日山 (別図172のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
小日山(4) II (139020117)	佐用郡佐用町小日山 (別図173のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
大谷上 I (239010033)	佐用郡佐用町庵 (別図174のとおり)	土石流	別図174のとおり
蜂谷 I (239010063)	佐用郡佐用町東中山 (別図175のとおり)	土石流	別図175のとおり
家の奥 I (239010070)	佐用郡佐用町豊福 (別図176のとおり)	土石流	別図176のとおり
田尻 I (239010072)	佐用郡佐用町豊福 (別図177のとおり)	土石流	別図177のとおり
奥山 I (239010077)	佐用郡佐用町奥長谷 (別図178のとおり)	土石流	別図178のとおり
井谷 I (239010082)	佐用郡佐用町平福 (別図179のとおり)	土石流	別図179のとおり
上白髪 I (239010083)	佐用郡佐用町平福 (別図180のとおり)	土石流	別図180のとおり

森谷 I (239010086)	佐用郡佐用町奥金近 (別図181のとおり)	土石流	別図181のとおり
庵の奥上 I (239010088)	佐用郡佐用町口金近 (別図182のとおり)	土石流	別図182のとおり
乱土谷 I (239010090)	佐用郡佐用町横坂 (別図183のとおり)	土石流	別図183のとおり
猪垣谷 I (239010091)	佐用郡佐用町横坂 (別図184のとおり)	土石流	別図184のとおり
猪谷 I (239010100)	佐用郡佐用町佐用 (別図185のとおり)	土石流	別図185のとおり
曾谷 I (239010102)	佐用郡佐用町佐用 (別図186のとおり)	土石流	別図186のとおり
竹谷 I (239010103)	佐用郡佐用町佐用 (別図187のとおり)	土石流	別図187のとおり
妙ヶ谷 I (239010106)	佐用郡佐用町佐用 (別図188のとおり)	土石流	別図188のとおり
クラ谷 I (239010107)	佐用郡佐用町佐用 (別図189のとおり)	土石流	別図189のとおり
バイ谷 I (239010118)	佐用郡佐用町真盛 (別図190のとおり)	土石流	別図190のとおり
大藪谷 I (239010120)	佐用郡佐用町山脇 (別図191のとおり)	土石流	別図191のとおり
北谷 I (239010121)	佐用郡佐用町山脇 (別図192のとおり)	土石流	別図192のとおり
大谷 II (239010128)	佐用郡佐用町東中山 (別図193のとおり)	土石流	別図193のとおり
鳥居谷 II (239010129)	佐用郡佐用町東中山 (別図194のとおり)	土石流	別図194のとおり
横尾谷 II (239010133)	佐用郡佐用町大畠 (別図195のとおり)	土石流	別図195のとおり
奥山 II (239010149)	佐用郡佐用町奥金近 (別図196のとおり)	土石流	別図196のとおり
北谷 II (239010150)	佐用郡佐用町奥金近 (別図197のとおり)	土石流	別図197のとおり
小松谷池 II (239010152)	佐用郡佐用町口金近 (別図198のとおり)	土石流	別図198のとおり
鴫谷 II (239010154)	佐用郡佐用町口金近 (別図199のとおり)	土石流	別図199のとおり
西の土居谷 II (239010156)	佐用郡佐用町横坂 (別図200のとおり)	土石流	別図200のとおり
上長通 II (239010158)	佐用郡佐用町西河内 (別図201のとおり)	土石流	別図201のとおり

滝谷Ⅱ (239010159)	佐用郡佐用町大木谷 (別図202のとおり)	土石流	別図202のとおり
蟬ヶ途Ⅰ (239020003)	佐用郡佐用町才金 (別図203のとおり)	土石流	別図203のとおり
細谷Ⅰ (239020004)	佐用郡佐用町才金 (別図204のとおり)	土石流	別図204のとおり
林ヶ途Ⅰ (239020006)	佐用郡佐用町才金 (別図205のとおり)	土石流	別図205のとおり
山ノ神①Ⅱ (239020007)	佐用郡佐用町才金 (別図206のとおり)	土石流	別図206のとおり
上小谷Ⅱ (239020010)	佐用郡佐用町才金 (別図207のとおり)	土石流	別図207のとおり
田和谷Ⅰ (239020017)	佐用郡佐用町福中 (別図208のとおり)	土石流	別図208のとおり
佐尾Ⅰ (239020019)	佐用郡佐用町福中 (別図209のとおり)	土石流	別図209のとおり
二田谷Ⅱ (239020021)	佐用郡佐用町福中 (別図210のとおり)	土石流	別図210のとおり
三塚Ⅰ (239020023)	佐用郡佐用町皆田 (別図211のとおり)	土石流	別図211のとおり
定金谷Ⅰ (239020029)	佐用郡佐用町大垣内 (別図212のとおり)	土石流	別図212のとおり
草平谷(2)Ⅱ (239020031)	佐用郡佐用町大垣内 (別図213のとおり)	土石流	別図213のとおり
池ノ奥Ⅰ (239020043)	佐用郡佐用町南中山 (別図214のとおり)	土石流	別図214のとおり
中山Ⅰ (239020044)	佐用郡佐用町南中山 (別図215のとおり)	土石流	別図215のとおり
釜谷Ⅰ (239020046)	佐用郡佐用町金屋 (別図216のとおり)	土石流	別図216のとおり
下谷②Ⅱ (239020052)	佐用郡佐用町須安 (別図217のとおり)	土石流	別図217のとおり
コウジノク谷Ⅰ (239020058)	佐用郡佐用町西大畠 (別図218のとおり)	土石流	別図218のとおり
西沼谷Ⅰ (239020072)	佐用郡佐用町早瀬 (別図219のとおり)	土石流	別図219のとおり
東沼谷Ⅱ (239020073)	佐用郡佐用町早瀬 (別図220のとおり)	土石流	別図220のとおり
段下Ⅰ (239020077)	佐用郡佐用町寄延 (別図221のとおり)	土石流	別図221のとおり
岩ノ中Ⅰ (239020078)	佐用郡佐用町寄延 (別図222のとおり)	土石流	別図222のとおり

(別図1から別図222までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年10月10日（水）から同月24日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成30年10月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月25日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月2日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 渡邊保幸

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」一般整備工事 一式

(2) 工事の内容及び仕様等

総トン数358トンの実習船「但州丸」の一般整備工事

仕様は入札説明書による。

(3) 履行期限

平成31年3月26日（火）

(4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から270マイル以内の請負造船所

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成25年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数350トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であ

ること。

- (6) 総トン数358トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。

3 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 井上

電話 (0796) 36-1181 F A X (0796) 36-1182

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年10月2日（火）から同月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

- (3) 入札参加申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

平成30年10月3日（水）から同月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

- (4) 入札・開札の日時及び場所

平成30年11月12日（月）午後1時 兵庫県立香住高等学校 会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月9日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年11月8日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成30年10月16日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年11月中旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
- ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。
- エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書に示す船舶の修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Yasuyuki Watanabe, Principal of Hyogo Prefectural Kasumi Senior High School
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Repair services of the fisheries training vessel, TANSHU-MARU, 1 set
- (3) Contract fulfillment period:
March 26, 2019
- (4) Contract fulfillment place:
Dockyard near (270 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 October 16, 2018
- (6) Deadline for tender:
13:00 November 12, 2018 by direct delivery;
17:00 November 9, 2018 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms. Inoue, Administrative Office, Kasumi Senior High School
40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563
TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年10月2日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
兵庫県警察指紋情報管理システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

- 3 落札者を決定した日
平成30年9月18日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額
11,756,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年8月10日

正 誤

○平成23年3月1日付け（兵庫県公報第2265号）
兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から3	姫路市夢前町書写（別図7のとおり）	姫路市書写（別図7のとおり）
9	下から19	姫路市夢前町書写（別図47のとおり）	姫路市書写（別図47のとおり）
12	下から7	姫路市夢前町書写（別図116のとおり）	姫路市書写（別図116のとおり）